第4章 危険物取扱者制度

1 危険物取扱者

(1) 意義

消防法第13条第3項は、製造所等においては、危険物取扱者の免状の交付を受けている者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないとしている。これは、危険物施設の位置、構造及び設備に関する規制がハードの面での規制であるのに対して、ソフトの面から規制を行うものであり、もって安全確保を図ることを趣旨としている。

(2) 歴史

制定当時の消防法では、別表に掲げる危険物を取り扱うことができる者を「取扱主任者」としていた。取扱主任者になるためには、市町村条例で定める資格を具えなければならず、取扱主任者以外の者は、取扱主任者の立会いがなければ危険物を取り扱うことができなかった。

しかし、条例内容の不整一や、条例不備の市町村があるなど、その運用に バラつきが生じていたことや、資格試験の効力がその市町村に限られていた ため、免状所有者に不便が生じていたことなどから、昭和34年に消防法が 改正され、試験事務は機関委任事務として都道府県知事が行うこととされ、 資格名も「取扱主任者」から「危険物取扱主任者」と改められた。これと同 時に、免状の効力は全国に及ぶこととなった。

製造所等の所有者等から危険物取扱主任者として選任された者以外の者は、当該主任者の立会いがなければ危険物を取り扱うことができないということについては取扱主任者制度下と何ら変わりはなかったが、違う点としては、当該主任者に選任された者は、危険物の取扱い作業に関して保安の監督をしなければならなくなったことである。しかし、この時点では、危険物取扱主任者としての責務が明確でなかったため、昭和40年の法改正で消防法第13条第1項に「命令で定めるところにより」という文言が挿入された。

昭和46年の法改正では、危険物取扱主任者を改め「危険物取扱者」とし、製造所等の所有者等から選任されなくても、危険物取扱者免状を所持していれば、危険物の取扱作業に従事することができるようになった一方で、製造所等に従事する危険物取扱者は、都道府県知事が行う保安に関する講習を受けなければならないことになった。また、移動タンク貯蔵所により危険物を移送する場合には、危険物取扱者を乗車させ、その者に免状携帯義務を課したり、丙種危険物取扱者を新たに設ける等の制度改正が行われた。

しばらくの間、46年の制度が続いたが、昭和56年3月に、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資することを目的として総理府に設置された第2次臨時行政調査会(会長 土光敏夫 経済団体連合会名誉会長)が、その最終答申の中で「行政事務の簡素化等の見地から、民間団体において処理を行っても制度の意義・目的を損なうおそれのない事務については、極力、民間団体への委譲を行うものとし」と答申したのを受け、危険物取扱者試験も民間団体に委譲することができるようにするため、昭和59年の法改正により、その体制が整備された((財)消防試験研究センターによる運用に関する事項。それまでは都道府県知事が実施していた。)。平成元年の法改正までは、甲種・乙種危険物取扱者試験を受験するためには実務経験が必要であったが、広く一般の国民に、危険物に関する知識・技能の普及を図るべきであるとの観点から、実務経験の制約の一部が廃止され、乙種については誰でも受験できる制度となった(甲種については一定要件あり。)。

一方、危険物保安監督者の被選任者になるためには、やはり実務経験が必要であるとされたため、それを明確にするために、法第13条第1項に その旨を明文化された。

平成11年には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が公布(平成12年4月1日施行)され、機関委任事務が廃止されるとともに、従来機関委任事務であった危険物規制事務が自治事務となることに伴う所要の消防法の改正が行われたが危険物取扱者免状の効力は従来どおり全国に及ぶものとされた。

(3) 免状の区分(法第13条の2、危省令第49条)

危険物取扱者試験に合格して免状の交付を受けた者が危険物取扱者であるが、免状の種類には、甲種、乙種及び丙種があり、それぞれの種の特徴は次表のとおりである。

免状の種類	取扱作業	立会い※2
甲種	全類	全類
乙種	指定された類	指定された類
丙種	指定された危険物※1	×

- ※1 指定された危険物とは、ガソリン、灯油、軽油、第三石油類 (重油、潤滑油及び引火点が 70 度以上のもの)、第四石油類 及び動植物油類をいう。
- ※2 製造所等においては、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙 種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはな

らない。

立会いとは、次の3つの要素を含むものと解されている。

- ア 間接性: 立会とは、危険物取扱作業に直接従事している ことではなく、他人の危険物取扱作業を間接的 に監督する状態であることを指す。
- イ **臨場性**: 危険物取扱作業の現場に臨んでいることが必要であるが、取扱作業の状態を的確に把握できる制御室で監視しているような場合は、立会いをしていると解し得る。
- ウ 指示可能性: 危険物の取扱作業者に対し、有効適切な指示を 成し得る状態であることが必要である。

(4) 危険物取扱者の責務

危険物取扱者には、製造所等における危険物の取扱いに関して法令上強い 権限が与えられている一方、大きな責務も付加されている。(危政令第31 条第2項)

危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、法第10条第3項の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。(危政令第31条第3項)

甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会をする場合は、取扱作業に従事する者が法第10条第3項の貯蔵又は取扱の技術上の基準を遵守するように監督するとともに、必要に応じてこれらの者に指示を与えなければならない。

2 危険物保安監督者制度

- (1) 意義(法第13条第1項、危政令第31条の2、危省令第48条の2) 政令で定める製造所等の所有者等は、危険物の取扱作業に関して、甲種危 険物取扱者又は乙種危険物取扱者(免状に記載されている危険物の類に限 る)で、製造所等において6ヶ月以上の危険物取扱いの実務経験を有する者 から危険物保安監督者を選任して、保安の監督をさせなければならない。
- (2) 業務(危省令第48条)

製造所等の所有者等が危険物保安監督者に行わせなければならない業務は、次のとおりである。

ア 危険物取扱作業場所での作業者に対して、貯蔵又は取扱いに関する技術 上の基準、予防規程等に定める保安基準に適合するように必要な指示を与 える。

- イ 火災等災害発生時に、作業者を指揮して応急措置を講ずることとともに、 直ちに消防機関等へ連絡する。
- ウ 危険物施設保安員を置く製造所等にあっては、危険物施設保安員へ必要 な指示をし危険物施設保安員を置かない製造所等にあっては、次の業務を 行う。
 - (7) 構造、設備を技術上の基準に適合するよう維持するため、施設の定期 及び臨時の点検を実施するとともに、点検箇所の状況と、実施した措置 等を記録し保存をする。
 - (イ) 施設の異常を発見した場合に関係者等への連絡や、状況を判断し適当な措置をする。
 - (ウ) 火災の発生又は発生の危険が著しい時の応急措置をする。
 - (I) 計測装置、制御装置、安全装置等の機能保持のための保安管理をする。
 - (オ) その他施設の保安に関し必要な業務。
- エ 火災等の災害防止のため、隣接製造所等、その他関連する施設の関係者 との連絡を保つ。
- オ 前記のほか、危険物取扱作業の保安に関し必要な監督業務を行う。
- (3) 責務(危政令第31条第1項)

法第13条第1項の危険物保安監督者は、危険物の取扱作業に関して保安の監督をする場合は、誠実にその職務を行わなければならない。

(4) 人数

危険物保安監督者の数については、製造所等の保安監督責任を明確にするために、原則として、ひとりの危険物取扱者は1つの製造所等の危険物保安監督者にしか就任できないとすべきであるが、当該製造所等の態様・規模・位置等からみて十分な保安の監督が可能な場合には、ひとりの危険物取扱者が2つ以上の製造所等の危険物保安監督者となることができる。

3 危険物取扱者試験制度

(1) 試験科目(法第13条の3第5項、危省令第55条)

危険物取扱者の試験科目は下記のようになっているが、1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の種類の乙種危険物取扱者試験を受ける者については、アとウを免除している。

- ア 物理学及び化学 (乙種は基礎的なもの。丙種は燃焼及び消火に関する基 一礎知識)
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

また、平成14年7月1日より、丙種危険物取扱者試験について、5年

以上消防団として勤務し、かつ、消防学校における普通教育又は専科教育の警防科を終了した者は、上記アのうち燃焼及び消火に関する基礎知識が 免除されることとなった。

(2) 受験資格

乙種・丙種については何ら資格制限は存在しないが、甲種については下記の制限がある。(法第13条の3第4項)

次の各号のいずれかに該当する者は、甲種危険物取扱者試験を受けることができる。

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学又は高等専門学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして総務省令で定める者。(危省令第53条の3、平成6年消防庁告示第8号、消防危第98号 平成6年11月28日)
- イ 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱の実務経験 を有する者(実務経験は、製造所等における実務経験に限る。危省令第4 8条の2)
- (3) 免状の不交付(法第13条の2第4項)

都道府県知事は、下の各号の1つに該当する者に対しては、危険物取扱者 免状の交付を行わないことができる。

- ア 都道府県知事より危険物取扱者免状の返納を命ぜられ、その日から起算 して1年を経過しない者。
- イ 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 起算して2年を経過しないもの。
- (4) 免状の書換え・再交付(危政令第34条、35条、危省令第51条、52 条、53条)

危険物取扱者は、免状の記載事項に変更等が生じた場合には、遅滞なく免状の書換えを申請しなければならない。また、免状を亡くしたり、汚してしまった場合には、その再交付を申請することができる。

	書換え	再 交 付
事 由	免状が次の事由に該当する場合	以下の事由に該当する場合
	1 本籍の変更(同一都道府県内	1 亡失
	での転籍を除く)	2 滅失
	2 氏名変更	3 汚損
	3 写真を撮影した日から10年	4 破損 など
	を経過したもの	
申請先	当該免状を交付した都道府県知	免状の交付又は書換えをし
	事又は、居住地若しくは勤務地を	た都道府県知事※2
	管轄する都道府県知事※1	
必要書類	1 免状	1 免状 (汚損又は破損の場
	2 書換申請書	合)
	3 戸籍抄本等(戸籍抄本、住民	2 再交付申請書
	票その他公的機関が発行した文	3 写真(6ヶ月以内撮影)
	書であって、書換え事由を確認で	
	きるもの)(消防危第34号平成	
	12年3月24日)	
	4 写真(6ヶ月以内撮影)	

- ※1 免状の書換えを行う都道府県知事は、他知事交付免状について書き換えたときは、危険物取扱者免状書換通知書をもって、その旨を当該免状の交付知事に通知すること。ただし、写真に係る免状の書換えをした場合並びに書換知事が免状書換簿の作成及び保存を電磁的方法により行い、交付知事が書換知事の免状書換簿を何時でも閲覧でき、かつ、書換えをしたことを容易に知りうる場合にあっては、この限りではない。(昭和63年12月27日消防危第125号)
- ※2 免状の再交付を行う都道府県知事は、他知事交付免状について再交付申請がなされたときには、別記様式第2による免状再交付照会書をもって、当該免状に関し、交付知事に照会した後、その再交付を行うこと。ただし、交付知事が免状台帳の作成及び保存を電磁的方法により行う場合において、再交付知事が交付知事の免状台帳を何時でも閲覧できる場合にあっては、この限りでない。(昭和63年12月27日消防危第125号)

4 免状返納命令制度

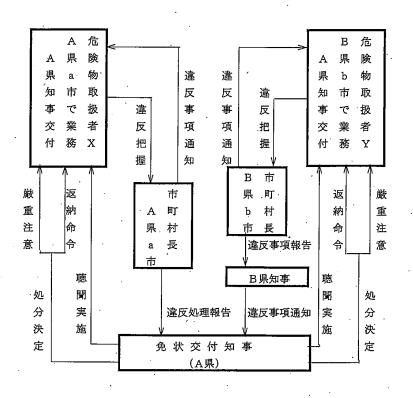
(1) 経緯

免状返納命令は、危険物取扱者に係る消防法令違反の抑止を目的に、昭和34年の法改正から導入された制度であるが、全国的な運用基準がないこと等により、返納命令が発せられた例は極めて少ない状況にあった。そこで、この制度を有効に機能させるための運用基準作成のための委員会が自治省消防庁内に発足し、当委員会の報告書により「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」が策定され、平成4年4月1日からその運用が開始された。

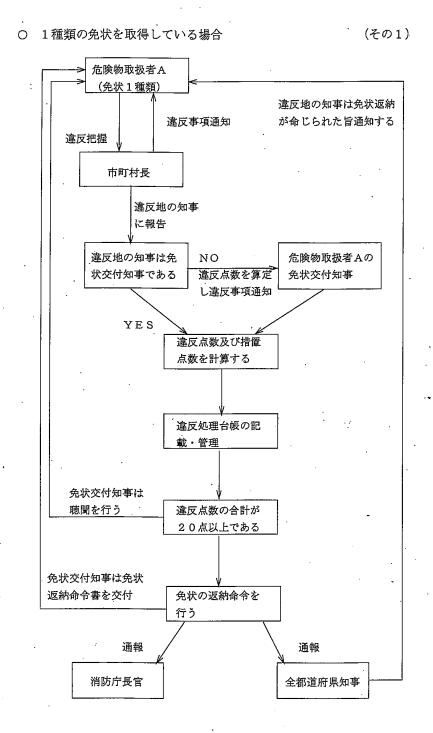
(2) 免状返納命令等の基本的仕組み及び手続フローチャート(法第13条の 2第5項、平成3年12月19日消防危第119号)

免状返納命令等の基本的仕組み、及び事件が発生してから違反者に対して免状返納命令が発せられるまでの流れをフローチャート等で表わしてみると、次のようなものとなる。

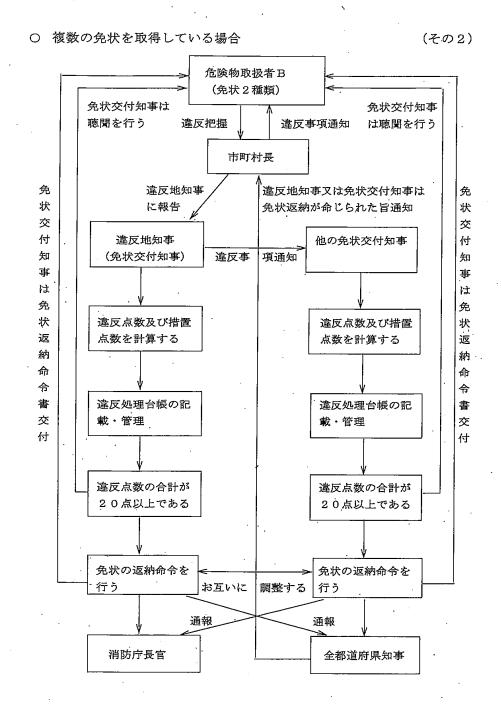
免状返納命令等の基本的仕組み



危険物取扱者免状の返納命令手続



危険物取扱者免状の返納命令手続



(3) 留意点

- ア 免状返納命令は、免状を交付した都道府県知事が行う。
- イ 免状返納命令を受けた危険物取扱者は、返納命令書の交付により直ちに 当該返納命令に係る資格を喪失するものであるが、免状の不正使用等を防 止するため、当該返納命令に係る免状については、確実に返納させること。
- ウ 免状返納命令を発した都道府県知事は、「消防庁長官」及び「他の全て の都道府県知事」に対してその旨を通報すること。

5 保安講習制度

(1) 受講義務者及び受講時期(法第13条の23、危省令第58条の14第1 項及び第2項、昭和62年11月27日消防危第119号)

製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、都道府県 知事(総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。)が行う危険物の 取扱作業の保安に関する講習を3年以内に受講しなければならない。

危険物の取扱作業に従事していなかった者が、その後、危険物の取扱作業に従事することとなった場合は、その従事することとなった日から1年以内に受講しなければならない。ただし、当該従事することとなった日から起算して過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合、又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日から3年以内に受講すればよい。

なお、受講場所の指定は特になく、どこの都道府県で行われている講習であっても受講可能である。

継続して危険物取 扱い作業に従事し ている者

受講日以降の最初の4月1日から3年以内 受講日 最初の 受講期限 4月1日 3月31日

従事した日から1年以内

新たに従事する者



新たに従事する者 で過去2年以内に 免状の交付又は講 習を受けている者 免状の交付又は受講日以降の最初の4月1日から3年以内



現に危険物取扱作業に従事していない者は法令上特に受講する義務はないが、受講を希望する者又は取扱作業に従事していない者に、受講させることはさしつかえない。

この場合、受講に係る手続き、受講後の証明等については、受講義務者 と同様な扱いとすること。

(2) 講習内容(危省令第58条の14第3項、消防庁告示4号 昭和62年1 1月24日)

科	目	時間	
危険物関係法令に 関する事項	主として過去3年間にお ける危険物関係法令の改 正事項	1 時間以上	
	危険物規制の要点		
	危険物施設の火災及び漏		
	えいの事例の動向並びに		
	その原因及び問題点の概		
	要並びにその発生防止の		
危険物の火災予防	ための保安上の対策等		
に関する事項		2 時間以上	
	危険物施設において主と		
	して貯蔵し、又は取り扱		
	う危険物の性状等		
	危険物施設における安全		
	管理に関する知識		

(3) 保安講習実施概要

ア 主な講習の種別

- (7) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する者を対象とした講習。
- (イ) 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所において危険物の取扱作業に従事する者を対象とした講習。
- (ウ) (ア)及び(イ)以外の施設において危険物の取扱作業に従事する者を対象とした講習。

上記のとおり、危険物取扱施設ごとに分けて実施されている。

7月15日(火)	午前	給油取扱所
	午後	コンビナート
7月16日(水)	午後	一般取扱所